

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

一

○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(市町村課)

一

○ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(食と暮らしの安全推進課)

一

○母子・父子福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

(子ども・家庭支援課)

二

## 規 則

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二号

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第百十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「」を「」に改め、「うち新増設をした特別償却設備」の次に「特定業務施設の用に供するものに係る。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年宮城県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中「ソ」を「ツ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百四号

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則（令和三年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(免許を与えられる者)

第三条 条例第五條第一項第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 他の都道府県等において実施されるふぐ処理者試験と同等以上の試験（以下「同等以上の試験」という。）に合格した者

